

# 褥瘡対策指針

## 1. 目的

利用者に対し良質なサービスを提供する取り組みのひとつとして、褥瘡が発生しないような適切な介護に努めるとともに、その発生を防止するための体制を整備することを目的に、褥瘡対策指針を定めるものである。

## 2. 職員の責務

当施設の職員は、褥瘡に関する基礎的知識を持ち、日常的なケアにおいて褥瘡発生の予防について配慮しなければならない。

## 3. 褥瘡予防対策担当者の決定

### (1) 褥瘡予防対策担当者の定義

施設長は、褥瘡の発生防止に必要な知識及び技能を有する者として、(看護職員の中から)専任の「褥瘡予防対策担当者」(以下「担当者」と略す)を指名し、当施設内の褥瘡予防対策を担当させる。なお、担当者は看護業務等の他の業務との兼務を可とする。

### (2) 褥瘡予防対策担当者の職務

褥瘡予防対策担当者は、ケアカンファレンス等に出席し、褥瘡予防に関する助言・指導を行う。

## 4. 褥瘡予防委員会の設置

### (1) 目的

当施設内の褥瘡予防対策を効果的に推進するために検討し褥瘡を造らないにする事。

### (2) 褥瘡対策チームの構成

褥瘡対策チームは、次に掲げる者で構成する。

- ① 看護職員 (担当者)
- ② 介護職員
- ③ 生活相談員
- ④ 管理栄養士
- ⑤ 必要に応じ医師の参加

## 5. 褥瘡予防の手順

### (1) 褥瘡予防のための計画の作成

褥瘡予防対策担当者は、看護師の判断による褥瘡のハイリスク者に対し、褥瘡予防のための計画を作成する。

### (2) 褥瘡予防の実践

介護職員等は、褥瘡予防計画に則り、別に定めるマニュアルにしたがって、日常的なケアにおいて褥瘡予防の実践に努めなくてはならない。

### (3) 褥瘡予防の評価

褥瘡予防対策担当者は、褥瘡予防計画に従って適切な褥瘡予防の実践が行われているかを、定期的に評価しなければならない。

## 6. 褥瘡対策に関する研修

施設長は、あらかじめ褥瘡対策委員会において作成された研修計画にしたがい、主に介護職員を対象とした褥瘡対策に関する施設内職員研修会を、定期的かつ継続的に実施する。